

# 第1章 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

生涯を通して自分らしく生き生きと暮らすことは、すべての市民の願いであり、健康はその実現のために欠かせないものです。健康づくりは、市民一人ひとりが自ら取り組むことが基本となりますが、関係機関を含めた社会全体で市民の健康を支える環境づくりが重要となっています。

我が国では、生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が世界有数の高い水準となる一方で、高齢化の進展や生活習慣の変化に伴い、生活習慣病やこれらの疾病に伴う要介護者等が増加しています。

このような状況のもと、国は個人の健康づくりを社会全体で支援していくために、平成12年に「21世紀における国民健康づくり運動『健康日本21』」を策定、平成15年に健康増進法を施行し、健康づくりを支える法的整備を行い、生活習慣病等の疾病予防を進めてきました。平成25年からは、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本的な方向として掲げた「健康日本21（第2次）」に基づいて、健康増進の総合的な推進を図っています。

東京都（以下「都」という。）は、平成13年に、健康日本21の地方計画として「東京都健康推進プラン21」、平成25年に「東京都健康推進プラン21（第二次）」、「東京都保健医療計画」を策定しました。

本市においては、こうした国や都の主旨を踏まえ、健康寿命<sup>\*</sup>を延伸させ、健康で明るく活気に満ちた地域を目指し、平成17年9月に、平成18年度～平成27年度までを期間とする東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ」を策定し、市民、関係機関、行政が協働して健康づくりを推進してきました。

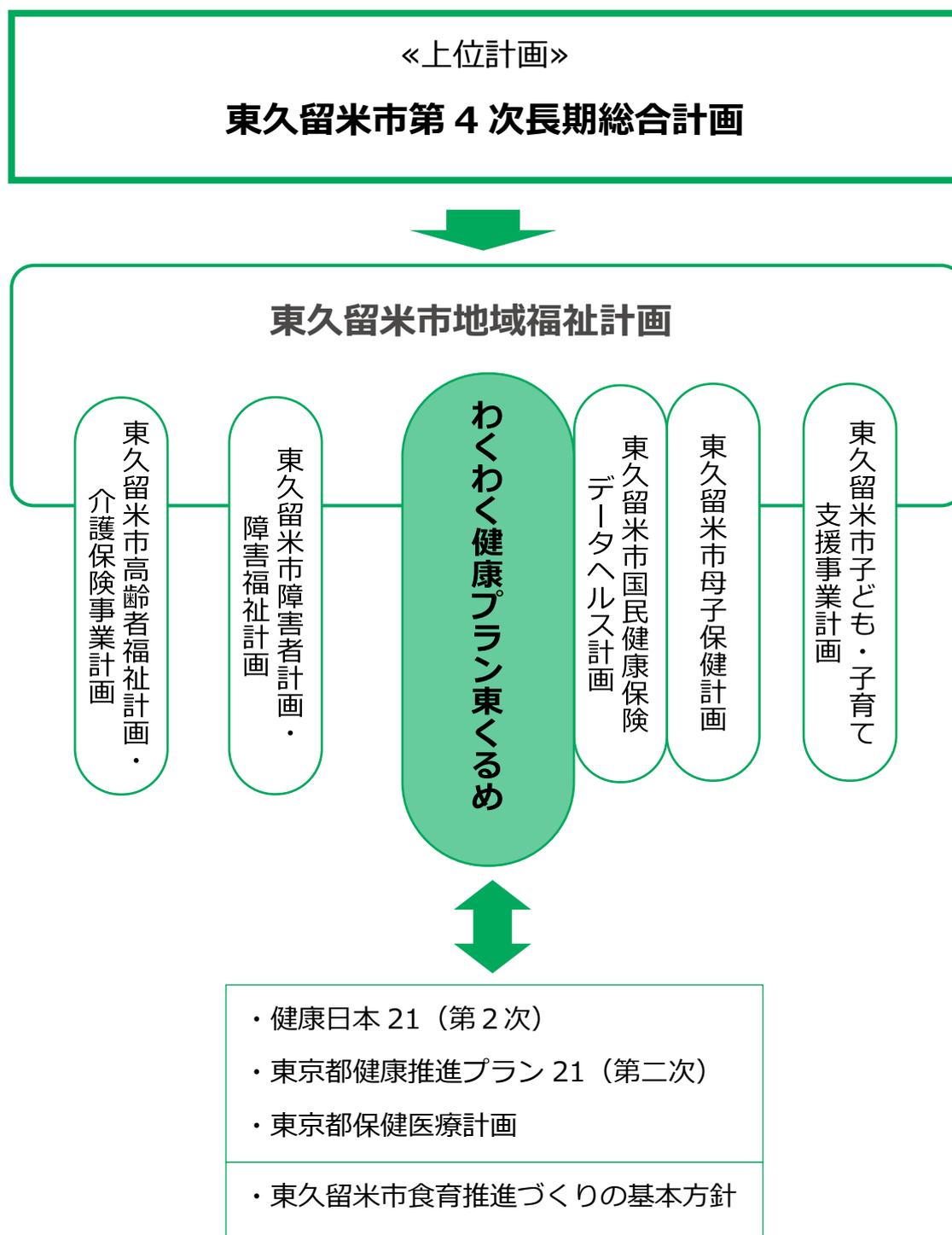
この度、国や都の新たな動向や、前計画の取り組み及び現在の市民の健康課題を踏まえながら、市民一人ひとりの健康づくりとそれを支える地域社会づくりをさらに発展させていくために改定計画（第2次）を策定します。

<sup>\*</sup>健康寿命：健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

健康日本21（第2次）	東京都健康推進プラン21（第二次）
<p>《基本的な方針》</p> <p>生活習慣及び社会環境の改善を通じて、全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的事項を示し、「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））」を推進する。</p>	<p>《基本的な考え方》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>どこにいても生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現</li> <li>都の特性や都民の健康状態を踏まえた目標の設定</li> <li>目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取り組みの明確化</li> </ol>
<p>《基本的な方向》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>健康寿命の延伸と健康格差の縮小</b> 健康寿命の延伸を実現するとともに、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小を実現する。</li> <li><b>生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底</b> がん、循環器疾患、糖尿病、COPD に対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進する。</li> <li><b>社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上</b> 国民が自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」に取り組む。</li> <li><b>健康を支え、守るための社会環境の整備</b> 国民が主体的に行う健康づくりの取り組みを総合的に支援する環境を整備するとともに、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備する。</li> <li><b>栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善</b> 上記1～4の基本的な方向を実現するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善を図るとともに、ライフステージや性差、社会経済的状況等の違いに応じた特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行い、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。</li> </ol>	<p>《目標》</p> <p>【総合目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>健康寿命の延伸</b> 健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）の延伸を目指す。健康寿命の延伸に向け、生活習慣の改善による疾病の予防等に取り組む。</li> <li><b>健康格差の縮小</b> 住んでいる地域にかかわらず、健康寿命を延伸できるように、区市町村間の差の縮小を目指す。 住民の生活習慣の状況や健康状態、区市町村の健康づくりへの取り組み状況などについて区市町村間の違いを把握し、健康格差の縮小に向け、環境整備に取り組む。</li> </ol> <p>【領域と分野】</p> <p>領域1 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防 (分野)「がん」「糖尿病・メタボリックシンドローム」「循環器疾患」「COPD」</p> <p>領域2 生活習慣の改善 (分野)「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「歯・口腔の健康」「飲酒」「喫煙」</p> <p>領域3 ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備 (分野)「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」「社会環境整備」</p> <p>《重点分野》</p> <p>都民の健康づくりを推進する上で、特に重点的な対策が必要な「がん」「糖尿病・メタボリックシンドローム」「こころの健康」の3分野を重点分野に設定。</p>

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法に基づき「市町村健康増進計画」として位置づけ、「健康日本21（第2次）」、「東京都健康推進プラン 21（第二次）」、「東京都保健医療計画」との整合性を図ります。また、「東久留米市第4次長期総合計画」及び「東久留米市地域福祉計画」の方針を踏まえ策定するものです。



### 3. 計画の期間

計画期間は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定され、平成30年度からの医療計画や他の計画等が整備される中で、これらの計画との整合性を図り本計画の推進をするため、平成28年度から平成36年度までの9年間とし、5年を目途に中間評価を行います。

本計画と市の関連計画の計画期間

	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
長期総合計画	(第4次)平成23～32年度												
地域福祉計画	(第2次)～平成26年度			(第3次)平成27～36年度									
健康増進計画 「わくわく健康プラン東くるめ」	平成18～27年度			(第2次)平成28～36年度									
国民健康保険データヘルス計画				平成27～29年度									
母子保健計画				平成27～31年度									
次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画	(後期)平成22～26年度			平成27～31年度									
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	(第5期)平成24～26年度			(第6期)平成27～29年度									
障害者計画・障害福祉計画				平成27～32年度									
障害者計画 障害福祉計画	(第3期)平成24～26年度			(第4期)平成27～29年度		(第5期)平成30～32年度							

健康日本21	(第2次)平成25～34年度												
東京都健康推進プラン21	(第2次)平成25～34年度												
東京都保健医療計画	平成25～29年度												
その他：東京都がん対策推進計画（平成25～29年度） 東京都歯科保健目標「いい歯東京」（平成23～29年度） 東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン（平成25～29年度）													

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、東久留米市健康づくり推進協議会及び東久留米市健康づくり推進部会にて検討を行いました。また、市民の方への健康に関する状況調査及びグループインタビューを行い、計画に反映させました。